

目次

D II 8-CR-1st-1★付審判請求20210302.....	2
D II 8-CR-1st-2★証拠追加20200302.....	8
D II 8-CR-1st-3★12号証.....	10

付審判請求書 DII8

令和3年3月2日

前橋地方裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

告訴事実の通り、申立人が、令和2年12月15日に、前橋地方検察庁検察官検事の寺田泰成、を公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和3年2月26日付で不起訴処分の通知を受けた。(11号証)

しかしながらこれは、後述の通り、被告訴人に合理的根拠が無い、との①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視している。

私の訴えとは、10号証の通りであり、その要点は後述の「原事件の焦点」である。

要するに、告訴の手続目的に背いており、妨害した正当な理由も無い。

なお現在、当該不起訴処分理由告知書を請求中であるが、ご承知の通り、同書の不起訴裁定主文とは、理由とは名ばかりの、原因別類型の名称に過ぎず、要するに、告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?という、実質的な理由が全く無いので、社会通念上、これでは正当な理由にはならないが、その旨は同庁には既に抗議済であるので、今後も実質的な理由を開示しない方針であることは、経験的に明らかである。(12号証)

また、合理性の無い国家権力の行使が許されないのは、もとより当然である。

このように、簡単にできるはずの実質的な理由の告知を敢えてしないことは、故意の職権濫用による隠蔽の証左であり、したがって、本不起訴処分には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法262条により、当該事件を貴所の審判に付することを請求する。

対象事件番号 前橋地方検察庁 令和3年檢第60号

請求の原因

These judgements are obviously absurd and mad abuse!!!

貴方がたの狂気は、私法発動の大義名分を、私に与えている。

「法治國家の破壊者達よ、觀念せよ!」公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

★合理的根拠の無い不起訴処分である

権限行使の不合理を訴えているのに、一度もそれを検証した機関が無い狂気。

合理的根拠が無いのに手続には成り得ないが、それを訴えても尚、認めようとしない。

これらの白痴化、無条件の欺瞞・狂気は、後述の通り、国家的な社会通念の偽装である。

つまり、常に廣義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから無効である。

1 不起訴処分理由告知書（様式第 119 号）の裁定主文は実質的な理由にはならない
たとえどれだけ取扱実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類名に過ぎず、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？という実質的(合理的)理由が無いので、社会通念上、理由になり得ないこと(同書の様式的瑕疵)は誰でも解るから、これだけをもって理由とするのは、同規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れない。
なお実務上は別途、口頭により補足説明しているのが実態と推定される。

2 実質的な理由を訊ねても答えなかつたことは告訴の妨害である

答えようとしている以上、詳しく反論することもできないが、少なくとも言えることは、私が訴えた当り前のことのいずれかを、必ず否定している(公序良俗の偽装の陰謀)。

3 したがつて、本不起訴処分には合理的根拠が無いとしか説明できない

また、理由が無いことは充分に自覚できるはずなので、故意と言える。

当該告訴状に記載した当り前の数々を無視した点は、特に、検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背している。

犯罪事実(再掲)

告訴事実 寺田泰成が合理的根拠の無い不起訴処分を行つたこと

寺田泰成は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察庁検察官検事として本件担当検察官としての職務を装つて、起訴の職権を故意に行使しないことにより濫用して、以下の不当な不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避した。

私が令和 2 年 6 月 29 日に、前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町 3-2-1)一階の被害者支援相談室において、共同捜査担当の久保氏と川西氏に提出し受理された告訴状 D IIに対し、令和 2 年 7 月 31 日付で不起訴処分とし、その通知書(1~3 号証)を、令和 2 年 8 月 1 日着で私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)に郵送した。

また、この不起訴処分の理由について、令和 2 年 8 月 3 日 13:56 に、私が電話で説明を求めたのに、寺田泰成は、①村八分の状況の認否は、詳細はお答えできない、②石井恵子が正当な理由が無く侵入したと断定するに足りる証拠が無い、③牧島秀夫が権利の行使を妨害したという評価にはならない、④犯人隠避や脅迫も同様、⑤これ以上は答えられない、旨を答えた(4 号証)。

しかしながらこの不起訴処分は、以下の通り、私が訴えた当り前の蓋然性の数々を否定する合理的根拠が無く、甚だしく経験則違反である。

例えば、告訴状 C(郵便配達員の居眠り中の住居侵入、令和 2 年 1 月 14 日及び同月 22 日提出受理、令和 2 年 3 月 30 日不起訴処分、上村正検察官)や、告訴状 C IV(ヤマト運輸の入澤雄一の留守宅侵入、沼田警察署から告訴、令和 2 年 10 月 13 日不起訴処分、上村正検察官)

など、同様他事例との相互関連性を総合すれば、無意識化の住居侵入の類型を皆で反復して見せることによる、包囲網としての私への組織力誇示に相違無いことを無視している。また特に、群馬県警の強引な隠蔽こそが、最大の事件性であることを無視している。加えて、恣意性一覧表に記載の各事件間の相互関連性を総合すれば、包囲網の実在に疑いは無く、いずれも包囲網としての組織力の誇示に相違無いことを無視している。纏めると、この不起訴処分は、後述の通り、訴えた当り前の蓋然性を、合理的根拠無く、認めておらず、甚だしい経験則違反であり、およそ刑事的視点を欠いている。

前橋地方検察庁の主な不当性

被告訴人に合理的根拠が無い、との①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視している。以上の3点から、この不起訴処分の手続的無効性や妨害性は、あまりにも自明過ぎる。捜査機関が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く無視すれば、当り前の職責(法令)違反である。要するに、その態様として、歴然たる告訴の妨害であり、職権濫用の極みである。なお今回は、上記の3つの無効性のうち、私の①当り前の②訴えを無視した観点に絞る。これは、③合理的根拠が無い点を立証する為には、まず私の訴えの詳細を示す必要があるが、それによって本書が膨大となることを避ける為である。私の訴えが無視できない要素であることと、それを実際に無視していること、つまり、脱漏ないし理由不備ないし片手落ち、を文面上で確認するだけで事足りるからである。私の訴えとは、5号証の通りであり、その要点は後述の「原事件の焦点」である。

全ては欺瞞国家の陰謀である

これらは全て、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・職責違反)を言い張っているに過ぎず、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、一方で、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀である。

繰り返すが、恣意性一覧表の各事件は、其々が当り前の犯罪であり、個々に包囲網の実在を示唆しているうえに、それらの稀有な事件が申立人に集中していることの因果関係ないし相互関連性を総合するならば、包囲網の実在に疑いの余地は無い。

当り前のことを常に無視する不当性

無視したものは、いずれも「合理的な疑いを超える程度の確信」を得られる、判決への影響が必至の基礎事実ないし主要事実である。

つまり、常に広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから無効である。なお、当り前のことは、法令、経験則又は論理則、蓋然性、などであり、その不当性は、第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法90条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「お前を認めない」(名誉毀損)、または、「お前を消すぞ」(殺意ないし脅迫)など、公然たる無言の害意の表示としか解釈できず、自決権(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないで、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反である。

警察の組織的隠蔽であること(各事件共通)

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視した、当り前の、法令(職責)違反である。
予見可能性に基く結果回避義務違反の典型であり、手続妨害であり、人権侵害である。
つまり、常習的な、理由を告知しない受付拒否(犯搜 61 条違反)と言え、警察法 2 条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)、刑訴法 189、239 条 2、犯搜 4、5 条、犯搜 63 条、刑訴法 242 条、などの法令(職責)違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害である。
それ以前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反である。

原事件の焦点

原事件の概要は当該告訴状の通りであるが、以下のように、更に要約する。

●村人の石井恵子の 3 度の留守宅内侵入●(D II-4,5,11,13 号証)

石井恵子は、①2017 年 4 月 29 日 15 時頃、②2017 年 8 月 15 日 17 時頃、③2018 年 1 月 10 日 12:30~18:00、の三度に亘り、其々、包囲網として事前共謀して、常時監視によって、私の留守を狙って、菩提寺の世話を装って、私への無言の脅迫の意図を持って、私の留守宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)を訪れ、玄関扉を開けて土間に侵入し、①と②においては菩提寺からの配り物を居間の縁端に置き去り、③においては土間に在った私のサンダルの片方を居間に放り上げるとともに、軒下の郵便ポスト内に菩提寺の配り物を置き去り、其々、自らの犯行を誇示して、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるぞ」との私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫の害意を表示し、もって、包囲網の組織力を誇示して、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪った。
なお、三度目は、郵便ポスト内に他の配達物は無く、他に来訪者も見当らない。

★留守宅内侵入の正当性が無いこと

私への超敵対的発言を重ねておきながら、厚顔無恥にもその後、必要も無く、サイトウ郵便局員を模倣して、「立入禁止」の表示を無視して、留守宅内侵入という誰でも違法性が

自明な行為を敢えて重ねたことは、その典型的な反社会性が誰にも自明過ぎるがゆえに、故意の害意の証左である。

詳細は以下の通り、其々が犯行を確信すべき、極めて有力な状況証拠である。

両検事はこれらの点を無視したと思われる。

1 ★★★留守宅内侵入は原則違法なのが誰でも自明であること

留守宅内への無断立入りなど、当り前に、全世界共通に、ご法度である。

事前の合意が無い限り、①無条件の自律権(憲法 13 条)侵害なので、部分社会の法理では阻却し得ない、確定的不法行為であり、更には、②留守宅内の物が紛失していたりすれば、当然に窃盗の嫌疑を受ける風評リスクも有ることは誰でも知っている。

2 ★★★村人関係が既に崩壊していたこと(D II 1~3号証)

石井恵子は、20170416 の村の総会②において、既述の超敵対的発言を行った。

なお、私が発言中に皆が帰宅したなど、私への村八分の状況は、反訳書の通りである。

これらは私の発言の自由を根拠無く奪っており、露骨な人格権の侵害である。

2 号 P1 上 「(石井恵子)総会の議題より後回しにすべき」 (説明)私が発言中

3 号 P4 上 「(石井恵子)(郵便局の件は)ここで言うことじゃない」 (説明)私が発言中

3 号 P4 下 「(石井恵子)「総会を終わりにしましょう。」 (説明)私が発言中

3 ★必要性が無いこと

屋外のポストで用が足りるので、前任の私は現に、留守宅になど一度も立入っていない。

4 ★★前後の事件との相互関連性(模倣性)

20170405 のサイトウ郵便配達員の居眠り中の屋内侵入(C 事件)や、20200503 の入澤雄一ヤマト運輸配達員の留守宅内侵入(C IV 事件)と同類である。

つまり、「無意識下の無防備を突いた行為」が共通であり、皆で通謀して同様行為を反復(模倣)してみせることによる、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるぞ」との、包囲網の無言の威力脅迫に相違無い。

5 ★★「立入禁止」と玄関扉に大きく表示していたこと

6 ★ 「他人に家に入りされたくない」旨を告知済だったこと(D II 4号証)

7 三回とも物を置き去りにして、自分の犯行を誇示している点

8 一回目も二回目も風雨が弱かったこと 三回目は雨無し

9 二回目の配り物は領収書だけであること

10 二回目は、同条件の天候を狙って半月以上も待機していた疑い

11 ★★★★★群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視したので、当り前の法令違反である。

警察法 2 条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪捜査規範 4 条(合理捜査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法 1 条(個人の権利と自由を保護)などの違反である。

以下の3点を、裁判所や両検事が無視したことは、まさに社会通念の偽装である。

●2人の警官が、崩壊済の人間関係の訴えを無視したことこそ重大である

●牧島秀夫の「非常識は犯罪ではない」旨は、当り前に、虚偽である

犯罪とはすべからく非常識であることは言う迄も無い。

この呆れ果てた倒錯は、ただの漫才か漫画であり、合理的根拠にはなり得ない。

●牧島秀夫の「私達そうゆう担当じゃないから刑事課に出せ」は虚偽である

告訴状の受理資格が有りながら、虚偽を用いて受理拒否したことは、捜査規範61条に場所の定めは無いので、当り前の手続妨害であり違反であり、到底、正当行為ではない。

寺田泰成に対し、公務員職権濫用罪(刑法193条)

告訴事実により、寺田泰成は、包囲網として事前共謀して、既述の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事として本件担当検察官としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使しないことにより濫用して、不当な不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、適正な手続を受ける権利(憲法13条ないし31条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせ、当該被告訴人らを隠避したので、公務員職権濫用罪である。

挙証方法

- ・寺田泰成の、①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視した不起訴処分 1~9号証
- ・包囲網の実在 告訴状DⅡの被害届2018と恣意性一覧表
- ・申立人が当り前のこと訴えていたこと 10号証
- ・上村正が本不起訴処分の実質的由理(合理的根拠)を示そうとしていないこと 12号証
- ・上村正の、①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視した不起訴処分 1~12号証
以上

告訴D II 8証拠説明書 20210302追加(付審判請求)

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
6号証	処分通知書 (大澤正明と長谷川亮輔分)	コピー 寺田泰成が作成	立証すべきは、被疑者が <u>大澤正明と長谷川亮輔</u> で、処分区が <u>不起訴</u> であることです。 <u>令和2年10月28日付</u> で、事件番号が <u>前橋地検R2検1374,1375</u> への処分です。
7号証	不起訴処分理由告知書 (石井恵子分)	コピー 寺田泰成が作成	立証すべきは、被疑者の <u>石井恵子の不起訴処分の「理由」</u> です。 事件番号が <u>前橋地検R2検1371</u> <u>令和3年1月5日付</u> で、 <u>住居侵入、脅迫、について「時効完成」、「嫌疑不十分」</u> 。 罪名との対応関係は読み取れません。 しかしこの書面では、社会通念上、理由にならないことは、既述の通りです。
8号証	不起訴処分理由告知書 (牧島秀夫と不詳分)	コピー 寺田泰成が作成	立証すべきは、被疑者の <u>牧島秀夫と不詳の不起訴処分の「理由」</u> です。 事件番号が <u>前橋地検R2検1372、同1373</u> <u>令和3年1月5日付</u> で、 <u>脅迫、公務員職権濫用、犯人隠避、いずれも「嫌疑なし」</u> 。 しかしこの書面では、社会通念上、理由にならないことは、既述の通りです。
9号証	不起訴処分理由告知書 (大澤正明と長谷川亮輔分)	コピー 寺田泰成が作成	立証すべきは、被疑者の <u>大澤正明と長谷川亮輔の不起訴処分の「理由」</u> です。 事件番号が <u>前橋地検R2検1374,同1375</u> <u>令和3年1月5日付</u> で、 <u>脅迫、犯人隠避、いずれも「罪とならず」</u> 。 しかしこの書面では、社会通念上、理由にならないことは、既述の通りです。
10号証	令和2年12月15日付 同日提出の告訴状 D II 8一式	プリント 20210302 私が作成	立証すべきは、 <u>私が令和2年12月15日に当該告訴状一式を提出した事実とその内容</u> です。 内訳は、告訴状 D II 8 と証拠説明書と1から5号証です。
11号証	令和3年2月26日付 の不起訴処分通知書	コピー 20210226 上村正作成	立証すべきは、 <u>上村正が2月26付で前項の事件への不起訴処分を行ったこと</u> です。 <u>前橋地方検察庁 令和3年検第60号</u>
12号証	20201207付の前橋地検への抗議書	プリント 20201207	立証すべきは、 <u>同日、不起訴処分の理由の不告知について、この書面で包括的に抗議したこと</u> です。 <u>前橋地方検察庁長官宛の「不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書」</u> 。

	私が作成	不起訴処分理由告知書の不起訴裁定主文とは、理由とは名ばかりの、 <u>原因別類型の名称に過ぎず</u> 、要するに、 <u>当該告訴事実</u> (嫌疑)のどこをどのように否定したのか?という、実質的な理由が全く <u>無い</u> ので、社会通念上、正当な理由とは見做せない。
--	------	---

前橋地方検察庁長官 殿

不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書

今井 豊

日頃は大変お世話になっております。

さて、掲題についてはかねてより個別に担当検察官に指摘申し上げて来たところですが、その後いっこうに改善が見られない為、本書を提出させていただきます。

捜査機関は、理由も無く当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。理由が無いことは容易く自覚できるはずなので、経験則違反とも論理則違反とも言えます。捜査機関が合理的根拠無く訴えた犯罪被害を否定すれば、当り前に、職責(法令)違反です。私が申し上げる迄も無く、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは人権の歴史から見て当然であり、まして検察庁は刑事的な起訴独占機関ですから、なおさらです。具体的には、告訴状に記載した蓋然性の数々を無視しているので、特に検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

私のような素人が独力で告訴状を受理してもらうまでの苦労が全く解っていません。

1 不起訴処分理由告知書（様式第119号）の裁定主文は実質的な理由になりません

検察庁の一般的取扱として、不起訴裁定主文のみの記載が既成事実化されつつあるようですが、たとえどれだけ実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎませんので、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？ という実質的(合理的)理由が解らないので、社会通念上の理由になり得ず、社会的妥当性を欠いていることは誰でも解りますから、この書面だけをもって理由とするのは、規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れません。(制度的瑕疵)。

2 実質的な理由を訊ねたのに答えなかったことは告訴の妨害です

したがって、実務上は別途、口頭により告訴人に補足説明しているのが実態と推定されますので、当該検事が当り前の抗議を無視して簡単にできるはずの実質的理由の告知を一切拒否して来たことは、私への差別と隠蔽の疑いを強く感じております。

3 したがって、別紙の各不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

以上の理由から、不起訴の実質的理由の告知について、貴庁としての改善を要望します。また、私としては当面、以下のように対応します。

①必ず不起訴処分理由告知書の交付を求めます(過去の未入手分も一括で請求します)。

②それに加え、口頭で実質的理由の告知を求め、録音します。

当り前のことを必ず否定ないし看過しているはずですが、特に付審判請求書を書くに当り、不起訴処分の不当性を詳しく摘要することができません。

以上